

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【入院基本料等の減算】

問 1 医科点数表第 1 章第 2 部入院料等の通則第 11 号及び歯科点数表第 1 章第 2 部入院料等の通則第 9 号に規定する入院基本料等の減算については、減算の免除を受けるために、様式 98 を用いて施設基準の届出を行う必要があるが、令和 8 年 6 月 1 日までに届出が間に合わなかった場合の取扱い如何。

(答) 届出が間に合わなかった場合の取扱いは以下の通り。

ア 令和 8 年 3 月 31 日時点において入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関又は令和 8 年 3 月 31 日時点において外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を届け出ている有床診療所である保険医療機関の場合(なお、ここでの「3 月 31 日時点で届け出ている」とは、令和 8 年 3 月 2 日までに施設基準の届出が受理され、令和 8 年 3 月 31 日時点で当該評価料を算定していることを意味する。):

令和 8 年 6 月診療分及び 7 月診療分に限り、当該施設基準の届出があったものとみなし、入院基本料等の減算の対象とはならない。

ただし、この場合であっても、令和 8 年 8 月 3 日(月)までに様式 98 による施設基準の届出を行わない場合、令和 8 年 8 月診療分から入院基本料等の減算の対象となるため、留意されたい。

イ アに該当せず、基本診療料の施設基準通知別添 2 の第 1 の 9 の(2)の①及び③に規定する一定水準以上のケア等を行った保険医療機関(③については有床診療所に限る。)又は令和 8 年 6 月 1 日以降に新規開設した保険医療機関の場合:

令和 8 年 6 月診療分及び 7 月診療分に係る当該施設基準の届出を、令和 8 年 7 月 3 日(金)までに行った場合には、令和 8 年 6 月以降の診療分について、入院基本料等の減算の対象とはならない。

【歯科技工所ベースアップ支援料】

問 2 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準届出時に、既に歯科技工所において補綴物等の製作等を開始している場合も対象となるのか。

(答) 対象となる。補綴物等の装着時に、当該支援料を算定して差し支えない。

問 3 鉤の製作等を歯科技工所に委託する際に、次の場合は、歯科技工所ベースアップ支援料は算定できるのか。

①鉤の製作に係る技術料及び材料料のみを算定する場合

②鉤の製作や組込等に伴い有床義歯修理を併せて算定する場合

(答) ①算定できない。

②義歯修理の装着料の算定時に、当該支援料を算定して差し支えない。